

三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

下水道の仕組みや役割、下水道を適切に維持するために働く人々の仕事について、小学生に映像を通じて分かりやすく伝えるとともに、下水道の重要性や役割への関心と理解を深め、施設見学を通じて楽しく学ぶことができる動画を制作することを目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、「三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務」を委託すべき業者を選定するために実施するものである。

3 業務内容

(1) 委託業務名

令和8年度 三下公委 第6号 三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(3) 委託内容

別添「三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

5,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者であること。なお、単独で委託事業を実施することが困難な場合、共同事業体等を構成して参加することも可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと及び代表となる主体を定めることとする。また、共同事業体の構成員として参加する場合、2つ以上の共同事業体の構成員として参加することはできず、別に自らが単独で参加することもできない。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により三重県から資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札停止要件に該当する者でないこと。

ウ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

（１）提出期限

令和８年９月２８日（月）午後５時１５分まで（必着）

（２）提出方法

ア 持参又は郵送のいずれかで提出してください。

（電子メール又はＦＡＸによる提出は受け付けませんこととします。）

イ 持参の場合の受付は、公社の開所時間内（土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までに提出してください。

ウ 郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、提出期限までに必ず電話にて到着確認を行ってください。

（３）提出先

〒510-8114 三重県三重郡川越町亀崎新田 80 番地 2

公益財団法人三重県下水道公社 北部浄化センター

担当：北本、天田

電話：059-365-3181

（４）提出書類

- ・ 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第１号様式）
- ・ 委任状（第２号様式）
- ・ 共同事業体協定書兼委任状（第３号様式）

7 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

（１）質問の受付期限

令和８年９月１８日（金）午後１時まで（必着）

（２）質問の方法

質問書（第４号様式）をＦＡＸ又は電子メールで提出してください。なお、質問書には、所属・氏名・連絡先を明記してください。また、質問書の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

〒510-8114 三重県三重郡川越町亀崎新田 80 番地 2
公益財団法人三重県下水道公社 北部浄化センター
担当：北本、天田
電話：059-365-3181 FAX：059-365-3183
電子メール：hokubu-stc@mie-kousha.or.jp

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答できません。

(5) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、原則として、令和8年9月24日（木）午後5時までに、公社ウェブサイトに掲載する。

8 参加資格確認結果の通知

公社は、上記6の確認結果を、令和8年10月2日（金）午後5時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知する。

9 企画提案資料の提出

上記8により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出するものとする。

(1) 提出期間

令和8年10月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

上記6（2）に同じ。

(3) 提出先

上記6（3）に同じ。

(4) 提出資料及び部数

ア 企画提案書提出書（第5号様式）1部

イ 企画提案書 9部（正本1部、写し8部）

原則、A4判・両面長編綴じ印刷・文字サイズ12ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。なお、図表等の表現の都合上、用紙の一部を変更することは差し支えないものとする。

(ア) 視聴者の興味を引き、印象に残るストーリー性、メッセージ性のある動画構成等の提案をすること。（複数の提案可）

(イ) 動画内容及び構成について、絵コンテ等を用いて提案すること。

(ウ) 業務の実施体制（業務に従事する予定の人員や役割分担、緊急時のリスク

管理体制などを記載すること。)

(エ) 業務実施スケジュール

令和8年10月下旬頃の契約締結を前提に、令和9年3月26日までの
スケジュールを提示すること。

ウ 見積書（内訳書含む） 9部（正本1部、写し8部）

（ア）様式に定めはないが、別添業務仕様書の内容に沿って作成すること。

（イ）課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

（ウ）単価、数量を示すなどできる限り積算根拠を明確にすること。

（エ）事業者名及び代表者名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名及び連絡先の記載がある場合、代表者印は不要とする。

エ 提案事業者の活動状況、実績がわかる資料（法人の概要等） 9部（正本1部、写し8部） 社名、役員名、業務内容等がわかるものであれば、ホームページの写しやパンフレット等でも構いません。

オ その他資料 9部（正本1部、写し8部）

その他提案に関する有効な資料（提出は任意）

(5) 注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとする
こと。

10 審査の実施

公社は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「三重県下水道公社小学生見
学用動画作成業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）におい
て審査する。

11 最優秀提案者の選定・評価方法

選定委員会において、提出された企画提案書、見積書、事業者の活動状況・実績等
の提出書類について、評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者1件を決定し、そ
の提案を提出した者と委託契約を締結する。なお、選定において、最低制限基準点
（合計満点の60%）未満の提案は失格とする。また、この基準は、提案者が1者の
みの場合も同様とする。

評価項目及び配点は、次のとおりとする。各項目は5段階で評価し、評価点にそ
れぞれの比重を乗じて採点する。なお、各選定委員の採点結果を集計した合計点

(総合計点) が同点となった場合は、「企画性」の評価が高い者を上位とし、同項目も同点の場合は見積提出価格が低い事業者を最優秀提案者とする。また、見積提出価格も同点の場合は、選定委員会において協議の上決定する。

(1) 目的適合性 (比重配点 × 4)

ア 本業務の目的及び仕様書の内容を十分に理解し、下水道の仕組みや役割、下水道を支える人々の仕事について、小学生に分かりやすく伝える提案となっているか。

イ 施設見学と連動し、下水道の重要性や役割への関心・理解を深めることができる内容となっているか。

(2) 企画性 (比重配点 × 5)

ア 小学生が興味を持ち、最後まで見たくなるような魅力的な企画・構成となっているか。

イ 映像、アニメーション、イラスト、音声、テロップ等を効果的に活用し、創意工夫のある提案となっているか。

ウ 浄化センターの施設、設備及び実際の業務等を活かした、独自性のある提案となっているか。

(3) 小学生への訴求力・分かりやすさ (比重配点 × 5)

ア 小学4年生程度の児童が理解しやすい言葉や表現を用いた内容となっているか。

イ 下水道に関する専門的な内容を、児童にも分かりやすく伝える工夫がなされているか。

ウ 下水道の大切さや水環境を守る役割について、児童の興味・関心を引き、印象に残る内容となっているか。

(4) 実現可能性・業務遂行力 (比重配点 × 4)

ア 提案内容を確実に実施するための制作体制及び必要な人員が整っているか。

イ 撮影、編集、音声収録等を含めた実施スケジュールが具体的かつ適切であるか。

ウ 公社との協議、現地確認及び修正等に柔軟に対応できる体制となっているか。

エ 本業務を遂行するために必要な映像制作等の知識、経験及びノウハウを有しているか。

(5) 経済性 (比重配点 × 2)

ア 見積額及び積算内訳が、提案内容に照らして適切か。

イ 費用対効果の観点から、見積額が妥当であるか。

1.2 選定結果の通知

公社は、上記 1.1 の選定結果を、提案したすべての者に対し、令和 8 年 10 月

15日（木）午後5時までに電子メール又は電話により通知する。

1.3 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、令和8年10月23日（金）午後5時までに次の書類を提出（提示可のものにあつては、提出又は提示）すること。

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）【有料】」（過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し
- （2）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書【無料】」（過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し
- （3）「個人情報の取り扱いに関する特記事項」にかかる書類

1.4 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。

また、公益財団法人三重県下水道公社会計規程第76条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、同条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しない。

- （3）契約は、公社総務課において行うものとする。
- （4）契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は、提出された見積書の金額を基本として業務内容等を協議の上で決定するものとし、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満切り捨て）の範囲内で決定します。契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

- （5）契約書提出先

〒515-0104 三重県松阪市高須町 3922 番地

公益財団法人三重県下水道公社総務課

担当：田岡、津坂

電話：0598-53-4871

1.5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.6 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1 7 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

公社は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県から落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 9 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 「2 1 担当所属」に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、公社総務課と協議を行うこと。

2 0 その他

（1）企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、公社の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載すること。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程に基づき公社が判断することとなる。

エ 選考経過は公表しない。

オ 審査結果についての異議申立は受け付けない。

（2）契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、公社に事前承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条

に規定する権利を含む。)は、成果品の引渡しをもって公社に譲渡されるものとする。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、公社の検査に合格した後に支払うものとする。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意すること。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し 2 以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他公社があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、公益財団法人三重県下水道公社会計規程の定めるところによるものとします（三重県下水道公社会計規程は公益財団法人三重県下水道公社ホームページの「入札情報」会計規程に掲載しています）。

2 1 担当所属

〒510-8114 三重県三重郡川越町亀崎新田 80 番地 2

公益財団法人三重県下水道公社 北部浄化センター

担当：北本、天田

電話：059-365-3181 FAX：059-365-3183

電子メール：hokubu-stc@mie-kousha.or.jp